

公安委員会定例会議開催状況

1 開催日 令和3年12月22日（水）

2 開催場所 警察本部大会議室 公安委員会室

3 出席者

(1) 公安委員会

町田委員長 高橋委員 五十嵐委員

(2) 警察本部

本部長 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長
情報通信部長 首席監察官 警察学校長
広報広聴課長 監察官 訟務室長 生活安全企画課長 交通安全対策室長
運転管理課聴聞官 公安委員会室長

4 議事の概要

(1) 報告事項

ア 令和3年度警察官採用試験等の実施結果について

警察本部から、令和3年度における警察官採用試験等の実施結果について、報告があった。

委員から、「警察事務試験の倍率が、年ごとに大きく変動する理由は何か。」と質問があり、警察本部から、「元々の採用予定者数が少ないため、倍率の変動が大きくなりやすい。」と回答があった。

また、委員から、「警察官の人気は高まっているのか。」と質問があり、警察本部から、「警察官採用を取り巻く情勢は厳しいが、結果としては去年と同程度の倍率となった。」と回答があった。

さらに、委員から、「本年も例年と同じように多くの希望者がいて大変頼もしい。引き続き、よろしくお願ひしたい。」と意見があった。

イ 太田市飯塚町地内における路上強盗事件の発生・検挙について

警察本部から、令和3年12月21日、太田市飯塚町地内において発生した路上強盗事件の被疑者検挙等について、報告があった。

委員から、「早期に検挙することができ、県民も安心したと思う。」、「迅速に解決していただき、大変ありがたい。」と意見があった。

ウ 「第66回全日本実業団対抗駅伝競走大会」に伴う交通対策について

警察本部から、令和4年1月1日に開催される「第66回全日本実業団対抗駅

伝競走大会」の交通対策について、報告があった。

委員から、「全国から注目される大会であり、テロ等の未然防止に万全を期していただきたい。」、「県警察の取組がしっかりと伝わるようお願いしたい。」、「くれぐれも事故のないようお願いしたい。」と意見があった。

エ みどり市笠懸町地内重傷ひき逃げ事件の発生・検挙について

警察本部から、令和3年12月20日、みどり市笠懸町地内において発生した重傷ひき逃げ事件の被疑者検挙等について、報告があった。

委員から、「的確な捜査で早期検挙することができ、良かったと思う。」と意見があった。

オ 非違事案による職員の処分について

警察本部から、上記の件について報告があった。

委員から、「各所属に対する指導・教養を徹底していただきたい。」と意見があった。

(2) 決裁事項

ア 公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま職員の変更について

警察本部から、「公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんまにおいて、令和3年11月30日付けで犯罪被害者直接支援員1名が任命解除となり、同年12月1日付けで犯罪被害相談員3名が任命された。」と説明があり、決裁した。

委員から、「相談員は、どのような人になるのか。」と質問があり、警察本部から、「未経験者もいるが、中には元警察官もいる。」と回答があった。

イ 行政訴訟等控訴事件の判決について

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

ウ 公文書不存在決定に対する審査請求の受付について

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

エ 運転免許証の更新処分に対する審査請求の裁決について（2件）

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

オ 警察職員の職務執行に対する苦情の処理について（4件）

警察本部から、令和3年9月6日、同年10月12日、同年11月2日、同年12月1日付けでそれぞれ受理した警察職員の職務執行に対する苦情の処理方針について説明があり、決裁した。

カ 警察職員の職務執行に対する苦情の受理について（2件）

警察本部から、令和3年12月10日及び同月20日付けでそれぞれ受理した警察職員の職務執行に対する苦情について説明があり、決裁した。

キ 猟銃操作及び射撃技能講習業務委託契約について

警察本部から、「群馬県公安委員会が開催する技能講習に関する事務の一部を令和4年2月1日から令和5年3月31日の14か月間、県内1社、県外3社の教習射撃場管理者に委託する。」と説明があり、決裁した。

委員から、「4業者に委託する理由は何か。」と質問があり、警察本部から、

「受講場所を選べるようにして、県民の利便性を図るためである。」と回答があった。

また、委員から、「受講対象者は誰か。」と質問があり、警察本部から、「原則として、猟銃等の所持許可者のうち更新を予定している者である。」と回答があった。

ク 群馬県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則について

警察本部から、「安全運転管理者及び副安全運転管理者に係る選任、解任及び届出記載事項変更の申請書やその添付書面を、令和4年1月4日から運用される「警察行政サイト」から送信できるようにするため、群馬県道路交通法施行細則及び群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則を改正する。」と説明があり、決裁した。

委員から、「代行業の規制が緩和されるのか。」と質問があり、警察本部から、「今回は、安全運転管理者証の交付及び返納に関する規定を改正するもので、それ以外に変更はない。」と回答があった。

ケ 行政処分の意見聴取結果について

警察本部から、当日実施した運転免許行政処分対象事案11件の意見聴取結果及び6件の聴聞結果について説明があり、決裁した。